

**人のうごき**  
 (40.3月末現在)  
 人口 103,173  
 世帯 26,001  
 前月に比べ  
 205人 780世帯の増

# かしま

発行所  
 柏市役所  
 柏市柏206番地  
 電話柏(67)2101代表  
 編集 総務部庶務課



揚水を始めた船戸揚水機場

## 溢れる水

### わきあがる歓声

利根土地改良区(秋谷好治理事長)が船戸地先の利根川べりに建設中であった船戸揚水機場が完成し、去る四月十七日に友納県知事、浜島柏市長をはじめ関係者千人が参加し盛大に通水式が行なわれた。

この地帯は、柏の米どころとして知られているが、最近の取水口附近の砂とりと利根川の水位の低下により揚水不能となつたため、昨年十一月以来総工費二千五百万円をかけ揚水機場から直接導水管を利根川へ敷設して水を引こうと工事していたもの。

導水管は直径七十センチ、長さ二百五十メートルで取水口に百七十馬力のポンプを備え、毎秒〇・七五トンの水をくみあげ揚水機場に送水できる。

この完成により、同地帯千二百町歩は、毎年の水不足から解消され、更に六月末に完成予定の我孫子町青山地先の排水機場の改装とあいまつて水の悩みは一挙に解決することとなつた。



# 新 年 度 予 算

## 総額十八億三千四百万円

### 工業開発を積極的に推進

昭和四十年第一回定例会は、去る三月十一日から二十七日までの十七日間の日程で開かれました。

この定例会では、昭和四十年年度予算をはじめ市の工業開発を積極的に推進するための地域開発審議会条例の制定など三十三議案が審議されました。

### … 市政方針の要旨 …

●工業開発を積極的に推進  
●都市環境の整備  
●教育、社会福祉施設の充実

柏市は、県北の中心都市として着々とその都市的態容を整備しつつあり、本年三月一日現在で人口十万三千三百九十三人を数え、いよいよ二十万都市への飛躍的基礎作りがなされる段階になったのであります。即ち、単に柏市のみならず、内政的な動勢のみでなく、広く日本経済特に首都圏内のあり方を十分認識しながらも、地方自治の本旨にのつとめた自立性を十分配慮した施策が行なわれなければ、単に行政需要に追随したその場限り

の施策となり、やがては行財政面に行きつまるのは必然でありまじう。このために広くは本国会に「市町村合併の特例に関する法律案」が提案され、また県においても近くこの趣旨にそつた「広域行政連絡協議会」の設置を計り、この問題を自主的に推進して行く模様であります。また本市も既に設置した東葛中部地区総合開発協議会の積極的推進により、近隣町との友好を計り、将来に悔いを残さない行政を進めてゆく所存であります。更に国において首都圏整備法並びに首都圏市街地開発区域整備法の改正案が提案の予定でありこれを受けて、従来柏市が目指した市街地開発地域も、内容的た大

きく変ぼうする模様でありますので、今後ともその動向を注視しながら、本市の立地的、経済的に則した発展策をとるべきであると考えられるのであります。従いまして以上のような国、県、首都圏等の影響を受けながらも、前述したとおり都市の自主性を強く配慮した施策が要請されてまいり、本年度は、柏市地域開発事業特別会計をおこし、県並びに市の開発協会の協力を得て推進していく所存であります。このような観点に立脚し昭和四十年年度の市政の基本的目標は①工業開発の推進(向背地の宅造を含む)②都市環境の整備③教育施設並びに社会福祉施設の充実を三本の柱として総合開発計画等の推進を計り、さらに増高する消費的経費、なかでも人件費等に対処するために事務の近代化と最終的には各種行政水準の向上と市民福祉の増進を目指し、ますます努力いたしていく所存であります。

### … 予算編成方針 …

本市は、首都近郊の衛星都市としての立地条件に恵まれ、各所に住宅団地が建設され人口が著しく増加している。特に日本住宅公団による豊四季団地の建設は、一挙に一万五千人余りの人口増加をもたらし、昭和四十年年度当初にお

る見込人口は、十万三千人と推定される。この急激な人口増加のために義務教育施設をはじめとする公共施設整備等は既成都市に比較して特別の財政需要があり、更に人件費、物件費、公債費等も逐年増加の傾向にあり財政運営は非常に苦しい状況にある。

昭和四十年年度の予算編成にあたっては、昭和三十九年五月に策定した建設計画を基本として社会経済の趨勢を考慮に入れ市政の現況

### … ことしの予算 …

会 計	本 年 度 予 算 (A)	前 年 度 予 算 (B)	比 較 増 減 (A)-(B)	増 加 率 (A)/(B)
一 般 会 計	1,126,590	1,042,487	84,103	1,081
特 別 会 計				
上 水 道 事 業	188,558	137,327	51,231	1,373
国民健康保険事業	111,253	84,855	26,398	1,311
公益質屋事業	7,630	6,355	1,275	1,201
有線放送事業	12,489	13,100	△ 611	0,953
柏区西口土地整理事業	16,400	37,000	△ 20,600	0,443
下水道事業	59,500	67,000	△ 2,500	0,883
地域開発事業	311,650	0	311,650	—
合 計	1,834,070	1,388,124	445,946	1,321

### … 予算の概要 …

昭和四十年年度一般会計、特別会計を合算した予算総額は、十八億三千四百七十万円で、前年度当初に

と国、県等の予算の動向を勘案し事業を撰択した。特に義務教育施設整備、道路の整備を最重要とし消防力の強化、保健所建設、清掃施設整備、産業の育成等を骨子に積極的に事業を推進し、住みよい柏市建設に寄与する予算を編成した。なお、地域開発と将来の財源涵養のため工業団地造成をはかることとし、特別会計を設定して事業を推進することとした。

比較すると四億四千五百九十四万六千円、三十二・一%の増加となつてゐる。

一般会計は、十一億二千六百五





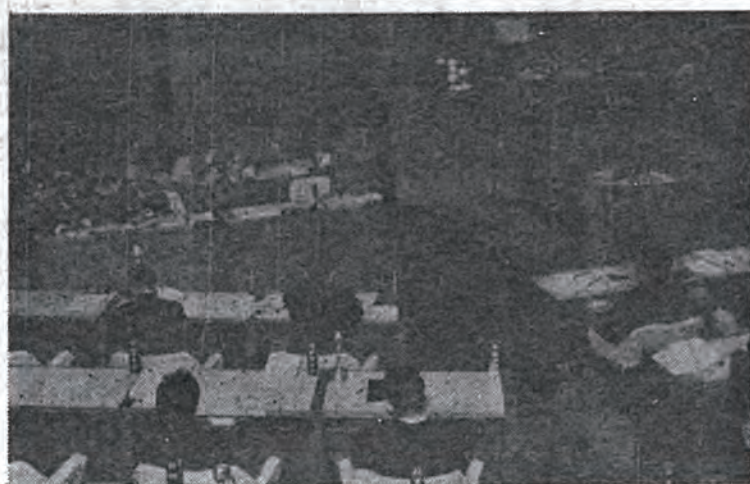


可決された主な議案

△職員定数条例の改正・新規職員の採用に伴ない定数の増加を計るもので、これにより市の職員の総合計定数は、六百六人となった。

△給与条例の改正：一般職の職員について人事院の勧告に伴ない国家公務員の給与改訂に準じて、給及び通勤手当などの改訂を行ない市長、助役、収入役及び教育長の給与についても一般職の職員との均衡を保つため、先に発足した特別職報酬等審議会の答申を得て改訂しようとするもの。また旅費についても経済情勢と県下各市の状況を勘案して改訂した。

△地域開発審議会の設置：工業開発を積極的に推進するために、地域開発特別会計を設け、審議会を



設置しようとするもの。

△保育園条例の改正：第一保育園の園児の定数を六十人から百人に増員し、これに必要な職員の定数も改訂しようとするもの。

△清掃条例の改正：清掃事業の合理化を計るため、し尿取扱手数料を定額制（一般家庭で一人から四人まで月額二百円、五人から七人まで月額二百八十円、八人以上は二百八十円に一人増すごとに三十円を加えた額）に改訂するとともに浄化槽の清掃手数料と、し尿処理場使用料を新たに規定し五月一日から適用するもの。

△市営住宅使用料条例等の改正：昭和三十九年度事業として建設した高野台改良住宅について使用料を一戸二千六百元と規定するとともにその管理について規定したものの。

急施臨時市議会を開催

去る三月三十日急施臨時市議会が招集され、旧庁舎敷地四百二十七・一七坪と建物延二百三十九・八一坪を一億四百万円で、柏市開発協会に売却する件を審議し、原案どおり可決された。

昭和40年度地籍調査

柏市根戸・布施の全域

根戸新田・呼塚新田・松ヶ崎新田 堀之内新田

土地所有者は現地立合いを

地籍調査とは、昭和二十六年に公布されました「国土調査法」にもとづきすべての土地の正しい位置、地形、地番、地目を調査して境界及び地籍に関する実測測量を行ない、その結果を字限図（公図）や、土地台

帖に代る地籍図や地籍簿を作成するもので、いわば土地の戸籍（国勢調査）ともいふべき、きわめて重要な調査であります。柏市では、すでに、昭和三十六年度から戸張地域の調査を行なってきましたが本年度は、次の地域を実施いたしますので、地域内の土

地所有者は、あらかじめ、現地調査に支障なきようご準備をお願いいたします。

なお、土地の境界等を決定する現地調査は、地籍調査の基礎的な作業ですから、次の「一筆地調査実施予定」の現地立会期日には、間違いなく所有地に立会って「杭うち」をしてください。

一、昭和四十年年度柏市地籍調査実施地番区域。

○柏市根戸、布施の全域

○柏市根戸新田、呼塚新田、松ヶ崎新田、柏堀之内新田

二、一筆地調査実施予定別表の通り。

一筆地調査実施予定表

月日	曜	1	班	月日	曜	1	班
		字	名 地 番			字	名 地 番
6. 1	火	間	場 1 ~ 18	7. 22	木	殿	台 160 ~178の3
2	水	道	免 19 ~ 34の2	23	金	*	179の1 ~195の4
3	木	道	35 ~ 50の2	24	土	*	196 ~212
4	金	溜	51 ~ 57	26	月	*	213 ~232の2
5	土	*	58 ~ 74	27	火	堂	の 下 233の1 ~245
7	月	橋	75 ~ 92	28	水	*	246 ~259の4
8	火	広	93の1 ~100	29	木	*	260 ~277
9	水	*	101の1 ~113	30	金	*	278 ~285の25
10	木	*	114 ~135	31	土	*	286 ~306
11	金	大	136 ~153	2	月	*	307 ~327
12	土	*	154 ~170の2	3	火	*	328 ~341
14	月	南	171 ~191の3	4	水	*	342の1 ~361
15	火	向	192の1 ~204	5	木	*	362 ~374
16	水	上	205 ~233の1	6	金	前	谷 731の1 ~753の2
17	木	下	234 ~253の1	7	土	*	754 ~777
18	金	*	253の1 ~261の2	9	月	*	778 ~793
19	土	*	262の1 ~293の3	10	火	前	原 794 ~807の2
21	月	本	294の1 ~237の8	11	水	*	808の1 ~810の15
22	火	戸	298の1 ~300の4	12	木	*	811の1 ~814の16
23	水	新	301の1 ~314	13	金	*	814の17 ~815の15
24	木	山	316 ~333の3	14	土	*	816の1 ~829
25	金	*	334 ~350	15	月	根	戸 高 野 台 407 ~408の22
26	土	天	351 ~364の4	17	火	*	408の23 ~413の3
28	月	*	365の1 ~380の2	18	水	*	414の1 ~418の5
29	火	*	381の1 ~391	19	木	*	419 ~431の5
30	水	天	392の1 ~392の18	20	金	*	432の1 ~453の5
7. 1	木	*	393の1 ~402の7	21	土	*	454 ~467の23
2	金	*	403の1 ~413	23	月	*	467の24 ~467の48
3	土	下	414 ~421の8	24	火	*	467の49 ~468の3
5	月	*	422の1 ~423の6	25	水	*	469の1 ~469の25
6	火	*	423の7 ~425の15	26	木	*	469の26 ~469の47
7	水	*	426 ~437の17	27	金	*	470の1 ~471の8
8	木	*	438 ~439の5	28	土	*	471の9 ~471の34
9	金	(布施)宿の後	440の1 ~442の10	30	月	*	471の35 ~472の6
10	土	*	442の11 ~443の16	31	火	*	472の7 ~479の2
12	月	*	444の1 ~446の15	1	水	堀	田 方 1 ~ 19の2
13	火	*	446の16 ~448の13	2	木	*	20の1 ~ 39の3
14	水	*	448の14 ~449	3	金	*	40の1 ~ 50
15	木	*	1の1 ~ 13の4	4	土	*	51 ~ 62の4
16	金	*	14の1 ~ 30の3	6	月	*	63 ~ 72の5
17	土	*	31 ~ 46	7	火	*	73の1 ~ 89
19	月	*	47 ~ 69	8	水	己	待 塚 103 ~113
20	火	*	70 ~ 84の2	9	木	*	114 ~138
21	水	*	85の1 ~ 97の2	10	金	西	139 ~153
			98 ~115の3				154 ~160
			117の1 ~129				
			130の1 ~138の3				
			139の1 ~149の2				
			150 ~155の3				
			156の1 ~159の3				



一筆地調査実施予定表

3 班			3 班			1 班			2 班		
月日	曜日	字 名 地 番	月日	曜日	字 名 地 番	月日	曜日	字 名 地 番	月日	曜日	字 名 地 番
6.3	木	布施弁財天 1769の1-1777	7.24	土	中 谷 2615 ~ 2628の7	7.11	土	西 ノ 下 161 ~ 184	7.5	月	上 屋 敷 1670 ~ 1678
4	金	郷 向 1778 ~ 1793の2	26	月	宮 田 向 2628の8-2640	13	月	〃 〃 〃 185 ~ 202の3	6	火	花 之 敷 1298 ~ 1305の1
5	土	〃 〃 〃 1794の1-1813の4	27	火	〃 〃 〃 2641 ~ 2641の9	14	火	〃 〃 〃 203の1-213の2	7	水	北 坊 内 1679 ~ 1715
7	月	〃 〃 〃 1814の1-1830の2	28	水	〃 〃 〃 2642の1-2646	15	水	松ヶ崎新田水神島 214の1-218の2	8	木	中 馬 場 1716 ~ 1727
8	火	〃 〃 〃 1831の1-1844の3	29	木	〃 〃 〃 2669の1-2684	16	木	根 戸、呼 塚 12 ~ 23の3	9	金	〃 〃 〃 1794の1-1817の2
9	水	〃 〃 〃 1845の1-1861の2	30	金	本 願 寺 2685の1-2689の2	17	金	根 戸、呼 塚、新田前 1801 ~ 20	10	土	〃 〃 〃 1821 ~ 1829の5
10	木	下 沼 1862 ~ 1873	31	土	新 郷 下 外 2739の1-2756の4	18	土	水 神 前 230 ~ 232	11	月	〃 〃 〃 1830の1-1839の2
11	金	〃 〃 〃 1874 ~ 1897	8.2	月	〃 〃 〃 2757 ~ 2774	19	火	(松ヶ崎新田) 12 ~ 36の2	12	火	〃 〃 〃 1840 ~ 1854の3
12	土	〃 〃 〃 1898 ~ 1919	3	火	〃 〃 〃 2988の1-3009の11	20	水	水 神 前 37 ~ 52の3	13	水	〃 〃 〃 1855 ~ 1868の6
14	月	〃 〃 〃 1920 ~ 1938	4	水	〃 〃 〃 3011 ~ 3028の2	21	木	(根戸新田)木戸 1 ~ 11の2	14	木	〃 〃 〃 1869の1-1876の3
15	火	山の田台 1939 ~ 1945	5	木	〃 〃 〃 3028の3-3028の8	22	金	(松ヶ崎新田) 69 ~ 86	15	金	〃 〃 〃 1877の1-1890の3
16	水	〃 〃 〃 1946の1-1949の2	6	金	〃 〃 〃 3029 ~ 3039の7				16	土	〃 〃 〃 1891 ~ 1901の3
17	木	〃 〃 〃 1950 ~ 1968の4	7	土	〃 〃 〃 3040の1-3055の2				17	月	〃 〃 〃 1902の1-1911の2
18	金	〃 〃 〃 1969 ~ 1988	8	月	〃 〃 〃 3056 ~ 3069の4				18	火	〃 〃 〃 1912の1-1917の4
19	土	〃 〃 〃 1989 ~ 2005の3	9	火	〃 〃 〃 3070の1-3092の4				19	水	〃 〃 〃 1918 ~ 1926の2
21	月	新 屋 敷 2006 ~ 2023の4			〃 〃 〃 3095の1-3122の2				20	木	〃 〃 〃 1927 ~ 1943
22	火	〃 〃 〃 2024 ~ 2029の3			〃 〃 〃 3123 ~ 3143の1				21	金	〃 〃 〃 1927 ~ 1943
23	水	〃 〃 〃 2030 ~ 2035			〃 〃 〃 3144の1-3152の1				22	土	〃 〃 〃 219 ~ 236の2
24	木	安 藤 山 2036の1-2050の2							23	月	〃 〃 〃 237の1-251
25	金	〃 〃 〃 2051の1-2063							24	火	〃 〃 〃 252 ~ 271
26	土	〃 〃 〃 2064 ~ 2078							25	水	〃 〃 〃 272 ~ 294
28	月	鳥 飼 山 2079 ~ 2082							26	木	〃 〃 〃 295 ~ 324
29	火	〃 〃 〃 2083の1-2094の3							27	金	〃 〃 〃 326 ~ 383の4
30	水	〃 〃 〃 2095 ~ 2112							28	土	〃 〃 〃 383の5-385の12
7.1	木	西 の 前 2113 ~ 2122							29	月	〃 〃 〃 385の13-386の11
2	金	〃 〃 〃 2123の1-2135の3							30	火	〃 〃 〃 386の12-388の3
3	土	〃 〃 〃 2136 ~ 2155の2							31	水	〃 〃 〃 388の4-398の2
5	月	土 谷 2156 ~ 2171							8.2	木	〃 〃 〃 399の1-406の4
6	火	〃 〃 〃 2172 ~ 2192							3	金	〃 〃 〃 480の1-480の6
7	水	〃 〃 〃 2193 ~ 2201の8							4	土	〃 〃 〃 480の7-483の7
8	木	〃 〃 〃 2202の1-2217の3							5	月	〃 〃 〃 483の8-483の33
9	金	〃 〃 〃 2218 ~ 2225の2							6	火	〃 〃 〃 483の34-483の58
10	土	〃 〃 〃 2226の1-2234							7	水	〃 〃 〃 483の59-483の82
11	月	〃 〃 〃 2235の1-2250の4							8	木	〃 〃 〃 484の1-487の9
12	火	〃 〃 〃 2251 ~ 2265							9	金	〃 〃 〃 488 ~ 503の6
13	水	〃 〃 〃 2266の1-2288							10	土	〃 〃 〃 503の7-515
14	木	〃 〃 〃 2289の1-2301							11	月	〃 〃 〃 516 ~ 539
15	金	〃 〃 〃 2302 ~ 2311							12	火	〃 〃 〃 540 ~ 548
16	土	〃 〃 〃 2312 ~ 2334の2							13	水	〃 〃 〃 570 ~ 597の5
17	月	〃 〃 〃 2335 ~ 2341							14	木	〃 〃 〃 598の1-606
18	火	〃 〃 〃 2342 ~ 2392							15	金	〃 〃 〃 607の1-627
19	水	〃 〃 〃 2406 ~ 2431の2							16	土	〃 〃 〃 1222 ~ 1226
20	木	〃 〃 〃 2432 ~ 2483の2									
21	金	〃 〃 〃 2484の1-2490									
22	土	〃 〃 〃 2491の1-2505									
23	月	〃 〃 〃 2506 ~ 2527									
24	火	〃 〃 〃 2528 ~ 2550									
25	水	〃 〃 〃 2551 ~ 2573									
26	木	〃 〃 〃 2574 ~ 2579の3									
27	金	〃 〃 〃 2581 ~ 2584の4									
28	土	〃 〃 〃 2585の1-2587の4									
29	月	〃 〃 〃 2596 ~ 2614の3									

**奨学生募集**

募集人員：高等学校 九名、大学 四名

給付及び貸付額：高等学校 千二百円、大学 三千元

募集期間：五月一日～五月二十日

応募手続：申込、詳細は、教育委員会へ



4 班		
月日	曜日	字 名 地 番
7.10	土	新 田 839の1-853
12	月	〃 〃 〃 854 ~ 872の3
13	火	〃 〃 〃 873 ~ 894の2
14	水	〃 〃 〃 895 ~ 911の3
15	木	〃 〃 〃 912の1- 920の6
16	金	〃 〃 〃 921の1- 928の2
17	土	大 日 929 ~ 948の2
19	月	〃 〃 〃 949の1-963
20	火	〃 〃 〃 964の1-975の5
21	水	〃 〃 〃 976の1-986
22	木	〃 〃 〃 987 ~ 1005
23	金	〃 〃 〃 1006 ~ 1027
24	土	〃 〃 〃 1028 ~ 1049
26	月	〃 〃 〃 1056 ~ 1066の2
27	火	〃 〃 〃 1067 ~ 1072
28	水	十 三 本 原 1073の1-1074の5
29	木	〃 〃 〃 1075の1-1080の2
30	金	〃 〃 〃 1081の1-1084の13
31	土	〃 〃 〃 1085の1-1087
8.2	月	〃 〃 〃 1088の1-1088の13
3	火	〃 〃 〃 1089の1-1092の14
4	水	〃 〃 〃 1093 ~ 1097の6
5	木	〃 〃 〃 1098の1-1105の4
6	金	〃 〃 〃 1106の1-1111の11
7	土	〃 〃 〃 1112の1-1132
10	月	〃 〃 〃 1133 ~ 1147の3
11	火	〃 〃 〃 1148 ~ 1161の10
12	水	〃 〃 〃 1162の1-1176
13	木	〃 〃 〃 1177 ~ 1192の3
		〃 〃 〃 1193 ~ 1209
		〃 〃 〃 1210 ~ 1227
		〃 〃 〃 1228 ~ 1253の2

児童健全育成 指導者の集い

去る三月三十一日柏市中央公民館において、市内の民生委員、青少年相談員、保護司、各学校担当者、児童施設担当者百十名が集い、青少年の非行化防止のため、講師とし、松戸県青少年課長と田丸柏警察署長を招き、健全育成の方法や問題点を中心に研究を行ない今後の活動方針として、よりよい環境と温い家庭の現実を期することを基本方針とし活発な活動を行うことを決めた。

今月の納税 国民健康保険 第一期



# 五月一日から定額制へ

## し尿汲取料金の取扱が変わります

し尿汲取料金の計算基準等が去る三月の定例市議会にて改正され、五月一日から実施することになりました。

これにともない汲取料金は、一般家庭の場合従来は、一たる三十五円で計算していたものが人数を基に計算することになり、汲取券で料金を支払って頂いていたものが今度は、隔月にお伺いする市の集金係員に現金でお支払い頂くことになりました。

なお、今後の取扱いについては、次のことに充分留意され支障のないよう、ご協力をお願いいたします。

### 一、汲取券

汲取券の使用は四月一ばいで打ち切りとなり、五月以降は通用しなくなりすから、残らないようにおもとめになつて下さい。もし五月以降に手持がある場合の取扱いについては、後刻詳しくお知らせいたします。

## あなたは選挙人名簿に

### 登録されていますか

来る六月には、参議院選挙が行なわれます。

選挙権があつても選挙人名簿に登録されないと投票が出来ません選挙の前に登録の有無をたしかめておきましょう。

がつかわれますので、この前後に住所をかえた人は特に名簿をご覧になつて下さい。なお、柏市に転入したとき、満二十才になつたとき昭和三十九年十二月二十日以後満二十才に達した者は補充選挙人名簿登録の申出をしておきましょう。

基準	区	分	金額
定額制	一般家庭	1級	1人から4人まで 月額 200円
		2級	5人から7人まで " 280円
		3級	8人以上 2級月額280円に1人ますごとに30円を加えた額
従量制	一般家庭以外で駅、学校、工場事務所、病院、アパート、飲食店等で不特定多数の人が出入するもの		

## 国勢調査の

### ポスター募集

総理府統計局では只今年十月一日に行なわれる第十回国勢調査のポスター、図案と標語を一般から募集しております。市民の皆様で応募希望の方は、次の要領により応募されるようお願い致します。

#### 一、ポスター図案

- ①規格は(A二判四二五mm×五九四mm)または(B二判五一五mm×七二八mm)の大きさの画用紙を用い、色は三色以内として下さい。
- ②原図には「第十回」「国勢調査」「昭和四十年十月一日」

#### 二、標語

- ①郵便はがきを用い文字は楷書で書き、一枚に一点を記入して下さい。
- ②応募者の住所、氏名は必ず記入して下さい。
- ③応募期日
- ④ポスター図案は……昭和四十

#### 五、応募先及び入選発

- ①表応募先は：東京都牛込局区内総理府統計局へ
  - ②応募発表は昭和四十年六月二十五日付の官報に発表されると共に入選者には個別通知されることとなります。
- なお詳細については市役所経済部商工課統計係にお問合せ下さい。

#### 二、汲取料金の徴収

前にのべたように、五月分以降の汲取料金は、市の料金徴収員が隔月各家庭を訪問して徴収することになります。したがって料金は、二ヶ月分づつ徴収することになります。

#### 三、料金

- (一)し尿の場合(別表)
- (二)じん芥の場合  
じん芥の手数料は、現在のままで改正されません。ただし、ゴミ券は汲取券と同様に五月以降は通用しなくなりますのでご注意ください。

#### 四、汲取作業

(一)一般家庭  
一般家庭の場合は定額制が実施されますと 現在行なわれ

ております汲取費の確認と申しせはなりません。

(二)一般家庭以外  
一般家庭以外の場合は、現在と同様汲取量の確認とお知らせし、作業者が持参した検針票に確認者と作業者との印をして、一部を差上げてくることとなりますので、必ず受取つていただき後刻徴収される料金に誤りがないかを確認の資料にしてください。

#### 五、その他

その他ご不審の点については、厚生部環境衛生課にお問い合わせください。

年五月三十一日まで(当日消印有効)

②標語は……昭和四十年五月十五日で(当日消印有効)

#### 四、賞品及び賞金

- ①ポスター図案は一般の部、中学生部、小学生の部に分かれ、各部門共一等から佳作まで多数の賞品、賞金が授与されます。
- ②標語は入選十点到賞金が授与されます。



# 自動車税の改正要点

四月一日から施行されている、自動車税の改正要点をお知らせいたしますから、この改正点をよくご理解のうえより一層のご協力をお願いいたします。

一、税率の引き上げについて  
 自家用乗用車、営業用普通乗用車および観光貸切用のバスの税率は五十%引きあげられます。

二、納税の方法について  
 次の(三)にかかげる場合に該当する方は、従来ですと、申告書のみを提出すればよかつたのですが、四月一日からは、申告書の提出と同時に証紙によつて納税することになります。  
 したがつて申告書の提出と同時に納税がないと申告書は受理できませんので、とくにご注意ください。

三、申告書の提出と同時に納税する場合  
 (1)道路運送車両法第七条の規定による新規登録の申請をする場合。  
 (2)道路運送車両法第十三条の規定による、移転登録の申請をする場合、(非課税団体の所

有する自動車を買つた場合、または用途により非課税とされていた自動車を買つた場合のみです)

(3)道路運送車両法第六十八条の規定による、自動車検査証の書かえの申請をする場合。  
 四、申告書の提出と同時に納税する税額について

(1)四月一日から八月三十一日までの間に(三)に該当し、自動車税申告書を提出した場合  
 九月三十日までの月割相当額  
 (2)九月一日から翌年二月末日までの間に(三)に該当し、自動車税申告書を提出した場合  
 三月三十一日までの月割相当額、したがつて(一)に該当する場合の二期分相当額については、納税通知書により納税することになり、三月中に自動車税申告書を提出した場合は、翌年度の納税通知書により納税することになります  
 五、納付された自動車税の承継について

課税されている自動車を、四月一日から九月三十日までの間に

または、十月一日から翌年三月三十一日までの間に所有者の変更をした場合は、九月三十日または、三月三十一日に所有者の変更があつたものとみなされま

したがつて、各期間中に課税されている自動車を譲渡しても各期間の末日までは、納税義務を負うこととなります。

また、所有者の変更があつた後前記の各期間の末日までにその自動車の主たる定置場が本県外の道府県に変更されたときは、主たる定置場が変更された日に所有者の変更があつたものとみなされます。

したがつて、旧所有者は、主たる定置場が変更された日の、ぞくする月分まで納税することになります。

六、四月一日現在において、自動車を所有している方の納税の方法は、従前どおり納税通知書によつて納税していただくこととなります。

七、その他  
 自動車の用途等の変更があつた場合は、従来の月割りから(五)にのべた期割りにあらためられております。  
 その他詳細については、東葛支庁税務課へお問い合わせください

## 電気は上手に使いましょう

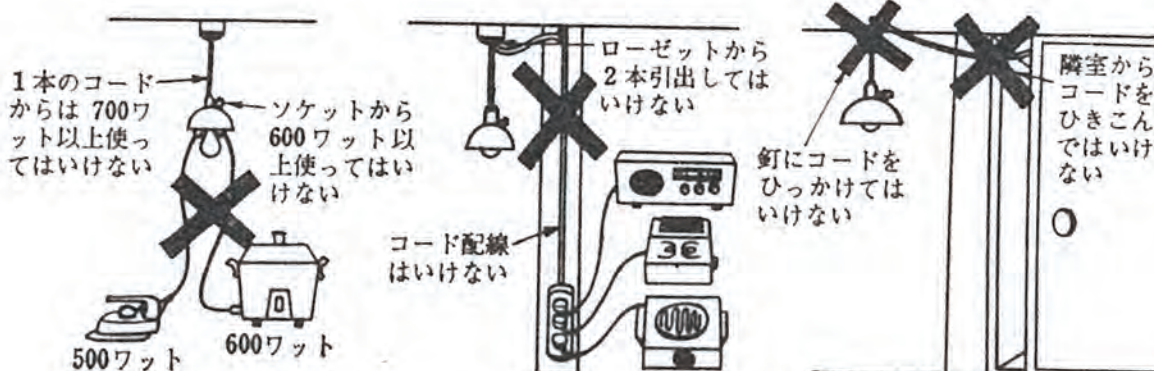
私達の生活の中で電気の果たす役割は非常に多く現在では電気がなかつたら生活する事が出来ない程重要なものとなつてきました。しかし電気は目に見えないもので上手に合理的に使用すればこれ程便利なものはありませんが間違つた使い方をするとなれば危険なものはありません。配線設備や電気器具はいつも完全にしておいて故障の場合は早く修理していつも安全に使へる様にしたいものです。

ではどのような使い方が危険でしょうか皆さんの御家庭の電気の設備をいまご覧になつて下さい次のような事はないでしょうか。

- 一、釘ヤステーブルでとめて壁にそはせたコード引配線
- 一、ソケットから何本もコードを引出すタコ足配線
- 一、安全器の爪付ヒューズの变りに荷札や細い針金を使用
- 一、屋外電線をとめてある端子が破損したり雨樋などに接触してないでしょうか
- 一、テレビのアンテナや煙突の支えはしつかりとめてあるでしょうか

電気器具は移動や振動によつて接続部分のネジがゆるんだりしますと接続部分が過熱して故障の原因になります。家庭で簡単なものは理できますがうまく修理が出来ないと思つたら信用ある電気店へ修理を依頼して下さい。完全に修

理する事が結局器具を長持させることになり修理代をかけても割安になります。





### 公民館講座の

#### 受講者募集

前号でお知らせしましたように中央公民館では各種の学級や講座を開きますが、そのうち次のものは五月にはじまります。ご希望のかたは、中央公民館へお申し込みください。

△成人学校(男女・年令制限なし)  
 期間 五月から十一月までの間に次の科目を順次実施します。  
 回数 一科目の回数は、六回から十五回位までで、週に

一回のものゝ二回のものがあります。

時間 朝 午前十時～正午  
 昼 午後一時半～三時半  
 晩 午後六時半～八時半  
 場所 中央公民館他  
 予定科目 洋裁(初級・中級) 和裁、人形、料理、手芸、いけ花、茶道(以上は朝又は昼)ペン習字、書道、歴史、家庭園芸、写真、短歌、近代文学、絵画、民謡、時事問題、謄写技術、自動車(法規構造)

午後六時(半)から二時  
 場所 中央公民館  
 科目 和裁、洋裁、いけ花、商業簿記、料理、英会話、社会科学、自動車工学、各科共通科目(音楽、一般教養、スポーツなど)  
 △現代婦人講座(主として家庭の婦人を対象に)  
 期間 六月から明年三月まで  
 日時 月二回(申込者相談します)午後一時半～二時  
 科目 時事問題、家庭生活の科、学、育児と教育、他  
 公民館講座についてのお問い合わせは、中央公民館又は教育委員会社会教育課でお受けします。

### 勤労青年学校の

#### お知らせ

本年度の勤労青年学校がはじまりました。百六十余名の新入生を迎え、四月十八日に開講式と入学式を行ない、五月からの計画を次のようにきめました。

合同学習、毎月第三日曜、隔月  
 第一日曜、午前九時から午後四時まで  
 コース別学習  
 昼間部 毎月第二、第四日曜  
 午前九時～午後四時まで  
 夜間部 毎週火、木、土曜の  
 うち二回、午後六時～八時

#### △学習科目

合同学習 教養科目、スポーツ  
 クラブ活動、学校行事  
 コース別学習 農業、工業、商業、家庭、教養(普通教科)

#### △開設場所 中央公民館 他

授業料は不要で、この勤労青年学校は、高等学校に行かない十八才未満の人のために設けられた特別な学校で、千葉県では柏市だけにあります。五月中は追加入学もできますから、また入学してない人は、学習日に直接おいでになれば申し込みの手続きをしますが、普段のお問い合わせは教育委員会社会教育課で扱っております。

### 公民館長主事さま

新年度に際して、公民館職員に次のような異動がありました。  
 中央公民館 館長 齊藤吉永  
 主事 稲飯忠正  
 富勢公民館 館長 染谷一郎  
 主事 岩出 豊

### 柏局加入者八千を突破

#### 七級局から八級局に

柏電報電話局では、四月末現在で電入電話数が八千台を突破し、五月から現在の七級局から八級局に昇格することになりました。

電話の数が多くなることにより、電話の利用価値が上るとともに、機械や線路の維持管理がかさむので、公衆電気通信法に基づいて、等級を十四の段階にわけて、それに応じた料金を決定することになったっております。このことにより柏局内の電話新設の都合は債券の代金が異なります。なお市内、市外通話の料金には変更ありません。  
 (柏電報電話局より)

### 退職金共済制度に

#### 加入しましょう

求人難は年々深刻になりつつあります。特に中小企業の求人難は身近に感じられ労働力が障害となつて大きな社会問題の一つとさえなつております。

用の従業員が三百人(商業またはサービス業は五十人)以下の事業となつております。掛金は一人当たり一ヶ月二百円から二千円まで額は事業主と従業員ごとにきめる

勤続者よりも長期勤続者が有利となり、三年以上払い込みますと国の補助金もつきまます。また従業員が転職した場合に一年以内に再雇用されますと通算されることもできます。

この苦境の打開には労働力の確保、定着率の向上が絶対要件であり、その対策が望まれるところであります。その対策の一つとして、退職金制度が重要です。求人難や定着率の改善に役立つこの制度に加入しましょう。

ことになり、退職金は従業員が退職(死亡も含む)した時に、事業主から直接その本人に支払れます。しかし掛金の納付月数が十二ヶ月未満の場合は支給されません。この制度は共済制度ですから短期

体中央会等の事業主団体または最寄りの金融機関へお問い合わせください。

加入できる企業の範囲は、常